

合併したらどうなるの？

わたしたちのまちと生活

—— 身近なサービスと負担 ——

相模原市・城山町合併協議会

目 次

	ページ
「合併協議の基本4項目」「新市の基本的な姿」	1
「行政組織」	2
「特別職・一般職」「議会議員」	3
「農業委員会」「消防・防災」	4
「地域自治区」	5
「町名・字名」「関係団体等」	6
「地方税」	7
「公共料金等」「手数料」	8
「国民健康保険」	9
「介護保険」「補助金・交付金等」	10
「清掃事業」	11
「高齢者福祉」	12
「障害福祉」	14
「子育て支援」	16
「学校教育」「生涯学習・スポーツ」	19
「市民生活」	20
「保健衛生」	22
「都市整備」	24
「環境保全」	25
「地域振興」「産業振興」	26

この冊子「合併したらどうなるの？わたしたちのまちと生活」に掲載されているサービス等の比較の相模原市の内容については、主に津久井町地域及び相模湖町地域を除いた相模原市と現在の城山町を対比して作成しています。

合併した場合の身近なサービスと負担

相模原市・城山町合併協議会における協議結果を基に、相模原市と城山町が合併した場合に住民の皆様の身近なサービスと負担がどのようになるかを、お知らせいたします。

合併協議の基本4項目

合併の方式	編入合併
合併の期日	平成19年3月11日
新市の名称	相模原市
新市の市役所の場所	現在の相模原市役所

新市の基本的な姿

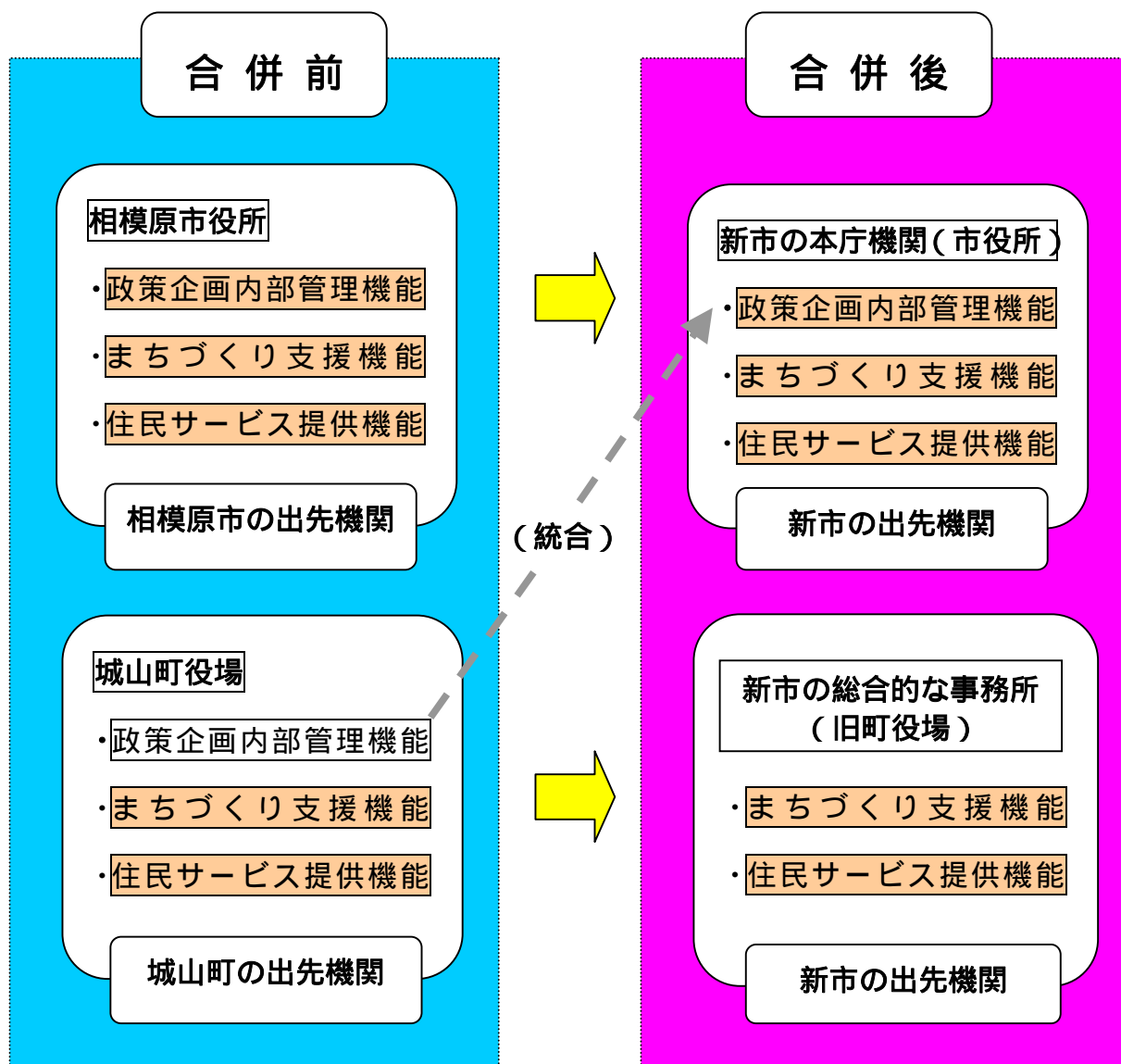
区分	現行		新市
名称	相模原市	城山町	相模原市
本庁舎の位置	相模原市 中央2丁目11番15号	津久井郡城山町 久保沢一丁目3番1号	相模原市中央2丁目11番15号 (城山町役場は総合的な事務所になります。)
財産	相模原市の 財産	城山町の 財産	相模原市の財産
	-	城山町の各財産区の財産	現行どおり
条例・規則等	相模原市の 条例、規則等	城山町の 条例、規則等	相模原市の条例、規則等
市・町章			
市・町の木	けやき	もみじ	けやき
市・町の花	アジサイ	つつじ	アジサイ
市・町の鳥	ヒバリ	メジロ	ヒバリ
市・町の色	みどり	無	みどり
市民・町民憲章	相模原市民憲章	城山町民憲章	相模原市民憲章
市・町の歌	「相模原市民の歌」	「城山わがまち」	「相模原市民の歌」

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、城山町の「政策企画内部管理機能」を新市の本庁機関に統合します。

現在の城山町役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。具体的には、新市全体の効果的・効率的な行政運営の視点から、組織体制を検討します。

また、現在の相模原市及び城山町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないように、その機能を維持します。



特別職・一般職

城山町の常勤の特別職（町長・助役・収入役・教育長）及び教育委員会や選挙管理委員会などの執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職します。

城山町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぎます。

議 会 議 員

現在の相模原市の議会議員49人は引き続き在職します。城山町の議会議員16人（現員14人）は失職し、合併日から現在の城山町を選挙区として2人の定数が設けられますが、公職選挙法の規定により、現在の相模原市の議会議員の任期（平成19年4月29日）が終わる前6か月以内の間は増員選挙を行うことができないため、合併後最初に行われる相模原市の一般選挙まで議員は選出されません。

合併後最初に行われる相模原市の議会議員の任期満了による一般選挙では、平成18年3月19日以前の相模原市を選挙区として46人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の49人に加え、城山町を選挙区として2人の議会議員が、平成23年4月29日を任期として選出されます。（相模原市・藤野町合併協議会で協議された結果では、藤野町を選挙区として1人の議会議員が選出されることとなっています。）

現在の議員定数		H19.3.11【合併日】	H19.4.29	H23.4.29
現在の議員定数		合併時から相模原市の議会議員の任期満了までの定数		合併後最初の一般選挙時の議員定数 (任期 = H19.4.30 ~ H23.4.29)
相模原市	49人 (相模原市の46人に津久井町2人、相模湖町1人を加えた編入合併特例定数)	49人		49人 (相模原市の46人に津久井町2人、相模湖町1人を加えた編入合併特例定数)
城山町	16人	2人 (ただし、公職選挙法の規定により、増員選挙は行うことができない。)		2人
藤野町	14人	1人 (ただし、公職選挙法の規定により、増員選挙は行うことができない。)		1人
合 計	79人	52人		52人

農業委員会

城山町の農業委員会は、相模原市津久井町及び相模原市相模湖町を区域とする相模原市西農業委員会に統合し、選挙による委員は相模原市の委員の残任期間、引き続き新市の委員として在任します。

また、その後の農業委員会の選挙による委員の定数は、相模原市(津久井町、相模湖町を除く)を区域とする東農業委員会は、現行のとおりとし、西農業委員会は、相模原市の農家世帯数をもとに算出した人数の15人になります。

区 分	現在の定数	合併時から相模原市の委員の 任期満了までの定数 (合併新法適用)		合併新法適用期間経過後 (H19.3.20以降)の定数	
	選挙委員	区 分	選挙委員	区 分	選挙委員
相模原市	20人	相模原市東農業委員会	20人	相模原市東農業委員会	20人
津久井町	16人	相模原市西農業委員会	16人	相模原市西農業委員会	15人
相模湖町	10人		10人		
城山町	11人		11人		

相模原市・藤野町合併協議会では、藤野町の農業委員会は相模原市西農業委員会に統合し、合併新法適用期間経過後の相模原市西農業委員会の選挙による委員の定数は16人とすることで協議が調っています。

消防・防災

津久井郡広域行政組合の解散(平成18年3月19日)により、城山町の消防業務は、相模原市が事務の委託を受けて実施していますが、合併後はその業務は新市に引き継ぎます。

消防団

城山町の消防団は、原則として合併時に相模原市の消防団に統合しますが、消防団詰所・車庫及び消防団車両については、現行のとおりとします。なお、新市の消防団組織及び活動基準については、津久井地域における消防団活動の現状を考慮しつつ検討します。

区 分	相模原市	城山町
組 織	1団 9分団 56部	1団 4分団 12部
定 員	762名	163名
詰所・車庫等	56箇所	13箇所(倉庫1箇所含む)
団車両	56台	12台

防災事業

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合します。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定します。

防災行政用無線については、地域性を考慮しつつ放送内容、災害発生時における機能の検討及び電波の受信状況の調査を行い、デジタル方式により新市において5年を目途に整備します。

地域自治区

地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の城山町の区域を単位として「地域自治区」を合併の日から平成23年3月31日まで設置します。

名 称	城 山 町（しろやまちょう）
設置期間	合併の日から平成23年3月31日まで
住居表示の特例	市名と町名・字名の間、地域自治区の名称を付け加えることになります。

住居表示の特例による住所の具体例は、「町名・字名」(6ページ)に掲載しています。

地域自治区事務所

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務所」を次のとおり設置します。

名 称	城山 ^{ちやう} 町 地域自治区事務所
位 置	現在の城山町役場
所管区域	現在の城山町の区域

地域協議会

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、地域自治区の住民の中から、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員などを新市の市長が選任します。

名 称	城山 ^{ちやう} 町 地域協議会
定 数	30人以内
任 期	2年以内
報 酬	無

町名・字名

相模原市の区域内の町・字(市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く 町などの名称)の区域及び名称については、変更ありません。

城山町の区域内の町・字の区域及び名称についても変更ありません。

なお、城山町では、地域自治区が設置されるため、現在の町・字の名称の前に地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

住所の具体例

現 行	新 市
津久井郡城山 ^{まち} 町川尻	相模原市城山 ^{ちやう} 町川尻
津久井郡城山 ^{まち} 町久保沢一丁目	相模原市城山 ^{ちやう} 町久保沢一丁目

関係団体等

一部事務組合等

城山町が加入している「神奈川県市町村職員退職手当組合」については、合併の期日の前日に脱退し、その事務は新市に引き継ぎます。

城山町が神奈川県に委託している「公平委員会事務」及び「公共下水道使用料徴収事務」については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は新市に引き継ぎます。

城山町が相模原市に委託している「一般廃棄物処理事務」及び「消防事務」については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は新市に引き継ぎます。

城山町に設置されている城山町土地開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぎます。

「相模原市土地開発公社」については、新市において存続します。

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続します。

公共的団体等

相模原市及び城山町にある農業協同組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会などの公共的団体等については、それぞれの団体の実情を尊重し、共通の目的を持った団体については、原則合併時に統合できるよう努めることとしますが、個別の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとします。

地 方 税

個人市（町）民税については、相模原市と城山町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統合します。

固定資産税及び都市計画税については、納期を相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統合するほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、生産緑地地区の指定を受けない場合は、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併新法により合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を適用しません。

また、城山町に所在する床面積1,000平方メートルを超えるか、従業者100人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区 分		相模原市		城山町		新 市	
個人市（町）民税	均等割	3,000 円				3,000 円	
	所得割	200 万円以下		3%		200 万円以下 3%	
		200 万円超		8%		200 万円超 8%	
700 万円超		10%		700 万円超 10%			
法人市（町）民税	均等割	5 万円～300 万円 （資本金等、従業者数により9段階）				5 万円～300 万円 （資本金等、従業者数により9段階）	
	法人税割	<資本金等>	<税率>	<資本金等>	<税率>	<資本金等>	<税率>
		10億円以上	14.7%	5億円以上	14.7%	10億円以上	14.7%
		5億円以上	13.5%	2億円以上	13.5%	5億円以上	13.5%
5億円未満		12.3%	2億円未満	12.3%	5億円未満	12.3%	
ただし、合併年度（H18年度）に限り、城山町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。							
固定資産税		1.4%				1.4%	
都市計画税 1		0.3%				0.3%	
軽自動車税 2	原動機付自転車（50CC以下）	1,000 円				1,000 円	
	四輪乗用（自家用）	7,200 円				7,200 円	
	四輪貨物（自家用）	4,000 円				4,000 円	
	小型特殊（農耕作業用）	1,000 円	1,600 円		1,000 円		
事業所税 3	資産割	床面積1平方メートルにつき600円				資産割 床面積1平方メートルにつき600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25%				従業者割 従業者給与総額の0.25%	
ただし、合併年度を含む6年度の間 に限り、城山町に所在する事業所については、課税免除とします。							
入湯税		1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般 公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円 以下の公衆浴場に入湯する者				1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者	

1 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。

（「土地利用（都市計画区域及び区域区分等）」（24ページ）を参照）

2 軽自動車税は、主な軽自動車等について掲載しています。

3 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超えるか、従業者100人を超える事業所に課税されます。

公共料金等

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区 分	相模原市	城山町	新 市
下水道使用料 (モデルケース)	1,737 円	1,948 円	1,737 円

一般家庭(20 m³/月使用)における使用料(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

相模原市の制度に統合します。ただし、受益者負担金については、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内(平成24年3月まで)の整備については、城山町の負担金額を引き続き適用します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
受益者負担金	270 円/m ²	300 円/m ²	相模原市の制度に統合します。
受益者分担金	490 円/m ²	無	

金額は1 m²当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内及び都市計画下水道事業認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外(市街化調整区域)及び都市計画下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するものです。

手数料

住民票の写しや印鑑証明、市(町)県民税の課税証明などの手数料は、原則として、相模原市の制度に統合します。

住民票・印鑑証明など

(1通あたり)

区 分	相模原市	城山町	新 市
住民票の写し	300 円		300 円
印鑑登録証明書	300 円		300 円
戸籍の謄本・抄本	450 円		450 円

税 関 係 証 明

(1件あたり)

区 分	相模原市	城山町	新 市
市(町)県民税 課税証明書	300 円		300 円
市(町)県民税 納税証明書	300 円		300 円

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険税の算定方法が異なりますので相模原市の制度に統合します。

国民健康保険税（年額）

区 分		相模原市	城山町	新 市
所得割	医療分	5.76%	6.65%	相模原市の制度に統合 します。
	介護分	1.15%	1.18%	
資産割	医療分	10.00%	35.03%	
	介護分	2.60%	8.76%	
均等割 (1人あたり)	医療分	22,500円	22,660円	
	介護分	5,100円	7,200円	
平等割 (1世帯あたり)	医療分	22,800円	19,810円	
	介護分	5,400円	4,400円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	306,600円	349,300円	
	介護分	53,300円	57,000円	
	合計	359,900円	406,300円	

平成17年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース

加入者数3人(45歳の夫、38歳の妻、12歳の子)

夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し

固定資産税額 50,000円(夫名義で25,000円、妻名義で25,000円)

介護保険

介護保険事業は、相模原市の制度に統合します。

また、新市としての保険料は、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定しますが、合併後は、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

介護保険料（年額）

区分	相模原市	城山町	新市
第1段階	19,200円	22,680円	相模原市の制度に統合します。
第2段階	24,000円	22,680円	
第3段階	33,600円	34,020円	
第4段階	48,000円	45,360円	
第5段階	57,600円	56,700円	
第6段階	72,000円	68,040円	
第7段階	84,000円	72,570円	
第8段階	96,000円	79,380円	

第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税

第2段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下

第3段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超

第4段階 本人が住民税非課税

第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満

第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満

第7段階 本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満

第8段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

補助金・交付金等

同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整します。

市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度のとおりとしますが、市域全体の均衡を保つように原則3年以内を目途に調整します。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行います。

清掃事業

津久井郡広域行政組合の解散（平成18年3月19日）により、城山町の生活系ごみ・資源の収集やし尿のくみ取り等は、相模原市が事務の委託を受けて実施していますが、合併後はその業務は新市に引き継ぎます。

生活系ごみの収集

ごみ処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、城山町に係る収集回数等は現行どおりとしますが、合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する方向で見直しを行います。

区 分	相模原市	城山町	新 市
収集頻度	一般ごみ… 3回/週 資 源… 1回/週	可燃ごみ… 2回/週 不燃ごみ… 1回/週 資 源… 1回/月	合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。

浄化槽汚泥の収集及び手数料

相模原市では、浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、城山町では、町の許可業者が収集していることから、合併後速やかに、収集体制の見直しを行います。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料については、相模原市と城山町では手数料体系が異なっていることから、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。

生ごみ処理容器購入費補助金

生ごみ処理容器購入に関する補助は、相模原市及び城山町でそれぞれ実施していますが、補助内容が異なるため、合併時に相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
補助金	購入金額の1/2 限度額3万円	電動式生ごみ処理機 購入金額の1/2 限度額3万円 その他の処理容器 購入金額の1/2 限度額5千円	合併時に相模原市の制度に統合します。

高齢者福祉

【主な事業】

給食サービス

給食サービスは、相模原市及び城山町でそれぞれ実施していますが、事業内容や実施方法などが異なるため、合併後速やかに相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
回 数	週 4 回	週 4 回	週 4 回
個人負担（1食）	400円	400円	400円

生きがい対策

高齢者大学については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように受講できるようになります。

高齢者スポーツ大会は、現行のとおりとします。

区 分	相模原市	城山町	新 市
高齢者大学	4学部37学科 (定員1,200人) 各学科年間 24回開催	無	相模原市の制度を適用します。
高齢者 スポーツ大会	無	年1回	現行どおり

はり・きゅう・マッサージ施術料助成

在宅高齢者及び被爆者手帳の交付を受けている方に対するはり・きゅう・マッサージ施術にかかる助成については、相模原市のみで実施されています。合併後は相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように受けられるようになります。

区 分	相模原市	城山町	新 市
助成金額	2,000円/月	無	相模原市の制度を適用します。

敬老事業

敬老会は現行のままとし、敬老祝金事業は相模原市の制度に統合しますが、それぞれの事業のあり方を検討します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
敬老会	有	有	現行どおり
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円	【祝い金】 77歳 15,000円	【祝い金】 77歳 5,000円
	80歳 7,000円	88歳 20,000円	80歳 7,000円
	88歳 10,000円	99歳 25,000円	88歳 10,000円
	90歳 10,000円	100歳以上 30,000円	90歳 10,000円
	95歳 20,000円		95歳 20,000円
	99歳 30,000円		99歳 30,000円
	100歳以上 50,000円		100歳以上 50,000円

寝具消毒乾燥事業

寝具消毒乾燥事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	城山町	新 市
対 象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒（丸洗い）年3回 乾燥年3回	無	消毒（丸洗い）年3回 乾燥年3回

ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業

ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	城山町	新 市
対 象	おおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者	無	相模原市の制度を適用します。
助成券	2か月当たり1枚	無	

障 害 福 祉

【主な事業】

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方へも支給されます。

区 分	相模原市	城山町	新 市
重度心身障害者等福祉手当 (月額)	(重度) 5,000円	無	(重度) 5,000円
	(中度) 3,000円		(中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

〔対象者〕

(重度)

- ・身体障害者手帳が1級・2級の方
- ・知能指数が35以下の方
- ・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下の方

(中度)

- ・身体障害者手帳が3級の方
- ・知能指数が40以下の方
- ・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下の方

重度障害者医療費助成

身体障害者及び知的障害者への助成については、相模原市と城山町で違いはありません。精神障害者への助成については、相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
身体障害者 知的障害者	身体障害者手帳1級・2級の方 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方		現行どおり
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	無	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

福祉タクシー・自動車燃料費助成

福祉タクシー・自動車燃料費助成は相模原市及び城山町でそれぞれ実施していますが、助成内容が異なるため、合併時に相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
助成内容 (いずれか1つを選択)	タクシー券(年額) 36,000円 自動車燃料券(年額) ・本人が運転かつ所有 24,000円 ・家族が運転又は所有 12,000円	タクシー券(年額) 36,000円 ガソリン券(年額) 36,000円 バス共通カード (年額) 36,000円	タクシー券(年額) 36,000円 自動車燃料券(年額) ・本人が運転かつ所有 24,000円 ・家族が運転又は所有 12,000円
対象者	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児慢性特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	身体障害者手帳1級・2級・3級の方 療育手帳A1・A2の方 特定疾患に罹患している方 リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している方 小児慢性特定疾患に罹患している方 自立支援医療(精神通院)を利用している方	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児慢性特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

合併時に城山町で対象としている身体障害者手帳3級、リウマチ患者及び自立支援医療(精神通院)を利用している方については、経過措置として、合併後1年間に限り支給されます。

障害児者宿泊費助成

相模原市では、障害児者が健康の保持及びレクリエーションのため宿泊施設を利用した場合に、宿泊費用の一部を助成しています。合併後は相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	城山町	新 市
助成額	年度内1回1泊分 3,000円	無	年度内1回1泊分 3,000円

子育て支援

【主な事業】

保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。

〔月額〕

区 分		相模原市	城山町	新 市
最高額	3歳未満児	61,700円	64,000円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	31,900円	35,200円	
	4歳以上児	28,000円	35,200円	
最低額	3歳未満児	3,500円	11,700円	
	3歳児	2,900円	9,900円	
	4歳以上児	2,900円	9,900円	

最低額については、前年分の所得税非課税・前年度分の住民税非課税世帯であり母子家庭などを除いた世帯です。

城山町の最低額については、前年分の所得税非課税・前年度分の住民税課税世帯です。

表は、現行（平成18年度）の保育料額です。

保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税金額（円）		相模原市	城山町	新 市
20,000円	3歳未満児	18,000円	21,000円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	16,400円	18,900円	
	4歳以上児	16,400円	18,900円	
160,000円	3歳未満児	40,100円	48,800円	
	3歳児	31,100円	35,200円	
	4歳以上児	28,000円	35,200円	
408,000円	3歳未満児	53,200円	64,000円	
	3歳児	31,900円	35,200円	
	4歳以上児	28,000円	35,200円	

公立幼稚園

公立幼稚園については、現行のとおりとしますが、保育料等について調整を行います。

区 分	相模原市 (相模湖町)	城山町	新 市
入園料	3,000 円	2,500 円	入園料、保育料、送迎バス及び給食については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行います。
保育料月額	7,500 円	10,000 円	
送迎バス	無	有	
給 食	ミルク給食	完全給食	

児童クラブ育成料

児童クラブの育成料については、相模原市と城山町で異なりますが、合併時に相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
育成料月額	5,300 円	4,300 円	合併時に相模原市の制度に統合します。

私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分については、相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
年額/人	満3歳児から5歳児 ・在園児1人の場合 12,000 円	4歳児から5歳児 一律 48,000 円	満3歳児から5歳児 ・在園児1人の場合 12,000 円
	・在園児2人の場合 2人目 24,000 円		・在園児2人の場合 2人目 24,000 円
	・在園児3人以上の場合 3人目以降 36,000 円		・在園児3人以上の場合 3人目以降 36,000 円

小児医療費助成事業

小児医療費にかかる助成事業については、合併時に相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
通院・入院	0歳～就学前	0歳～就学前	0歳～就学前
入院	就学後～15歳	就学後～15歳	就学後～15歳

平成19年4月1日から就学前までに拡大する予定。(所得制限あり)

乳幼児各種予防接種

予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種については、相模原市、城山町での違いはありません。新市においても現行どおり実施します。

区 分		相模原市	城山町	新 市
集団接種	料 金	無 料		現行どおり
	実施内容	ポリオ、BCG		
個別接種	料 金	無 料		現行どおり
	実施内容	三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、 日本脳炎		

小児急病診療事業

小児急病診療事業については、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業です。

現在、相模原市と城山町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応しています。

区 分	相模原市	城山町	新 市
内 容	初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時） ～翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（5病院のうち毎日1ヶ所 が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時） ～翌日午前9時	相模原市と協定を 締結して実施して いる。 （ただし、左欄のう ち相模原南メディ カルセンター急病 診療所を除く。）	相模原市の 制度を適用 します。

救急医療については、23ページに掲載されています。

学 校 教 育

【主な事業等】

通 学 区 域

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとします。

学 校 給 食

小・中学校の給食については、現行のとおりとします。

区 分	相模原市	城山町	新 市
小学校	完全給食	完全給食	現行どおり
中学校	ミルク給食 (津久井町地域は完全給食)	完全給食	現行どおり

合併後3年間で相模原市の中学校給食のあり方を検討します。

生涯学習・スポーツ

【主な事業】

生涯学習施設・スポーツ施設の使用料

公民館等の生涯学習施設やテニスコート、プール等のスポーツ施設の使用料については、現行のとおりとします。

区 分	相模原市	城山町	新 市
公民館使用料	無料	有料	現行どおり
スポーツ施設 使用料(テニス コート等)	有料	有料	現行どおり

有料施設については、利用団体等の条件により、減免措置があります。なお、合併後、新市において料金、減免措置等について検討します。

エコミュージアム推進事業

城山町において策定したエコミュージアム基本構想及び基本計画等に基づいて取り組んでいる「エコミュージアム推進事業」については、地域性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぎます。

市民生活

【主な事業】

自治会活動等

自治会への助成制度については、当面、現行の支援制度を基本としますが、合併後3年を目途に見直しを行います。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日・15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込	新聞折込 (1日・15日号)
自治会運営助成	1 均等割額 ……9,000円 世帯割額 …… 200円	均等割額 ……35,000円 世帯割額 …… 244円 自治会館火災保険料 ……35,000円 自治会館運営費 ……50,000円	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
集会所建設等助成	2 土地購入額の1/2 建物の購入、建設、増改築経費の1/2 融資制度有り	2 建物の新築経費の1/3 建物の増改築経費の1/2 身障者に配慮した建物の増改築経費の2/3 建物の付帯設備整備経費の1/2	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
防犯灯助成	3 (設置) 設置費の90%	(設置) 直接、町が設置	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
	(電気料) 電気料の90%	(電気料) 町が負担	
	(維持管理) 700円/灯	(維持管理) 800円/灯	

- 1 運営助成額は、市自治会連合会が定めている基準額です。
- 2 集会所建設等助成制度には、対象面積（相模原市のみ）や助成額に制限があります。
- 3 防犯灯設置費補助金には、限度額があります。

自主防災組織

自主防災組織体制については、現行のまま新市に引き継ぎます。

防災活動等に対する助成については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。

区 分	相模原市	城山町	新 市
内 容	単位 433組織 地区連合 18組織	単位 12組織	現行どおりとし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを行います。
組織編成時の助成	標旗、ヘルメット等の物品配付	無	
活動助成金	防災機材購入等に対する2分の1を助成 (世帯数により限度額あり) 【単位】 ～ 99世帯 20,000円 ～ 299世帯 40,000円 ～ 599世帯 60,000円 ～ 899世帯 80,000円 ～ 1499世帯 100,000円 ～ 2499世帯 150,000円 2500世帯以上 200,000円 【地区連合】 100,000円	防災訓練の実施、防災機材購入等に対する助成 均等割 50,000円 世帯割 40円	

住 民 相 談

区 分	相模原市	城山町	新 市
市(町)民相談	相談窓口を常設	無	城山町で相談需要の測定を行い、相談場所、相談日、相談体制等を確定し、合併後3年を目途に相模原市の制度に統合します。
法律相談 (開催回数)	月15回	月2回	
特設相談 (相談項目)	10	2	

特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

保 健 衛 生

【主な事業】

基本健康診査

基本健康診査の検査項目については、相模原市は国の基準どおりであり、城山町は独自で実施している項目がありますが、合併後、新市においては相模原市の検査項目で実施します。また、一部負担金については、相模原市の額となります。

区 分	相模原市	城山町	新 市
健康診査	基本 ・・・1,000 円	基本 ・・・1,000 円	基本 ・・・1,000 円
一部負担金	基本 + 肝炎 ・・・2,200 円	基本 + 肝炎 ・・・2,000 円	基本 + 肝炎 ・・・2,200 円

肝炎検査は、国の通知では平成 18 年度で終了することとなっており、平成 19 年度以降の実施については国の動向を見て決定します。

が ん 検 診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの 5 がん検診すべてについて、相模原市及び城山町とも実施しています。

施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、城山町は子宮がん、乳がん検診のみ実施しているため、合併後、新市において医師会を含めて検診体制を検討します。

また、一部負担金については、一部金額の相違が見られますが、相模原市の額となります。

実施、× 未実施

区 分		相模原市	城山町	新 市
集団 検診	胃がん			
	子宮がん			
	乳がん			
	肺がん			
	大腸がん			
施設 検診	胃がん		×	
	子宮がん			
	乳がん			
	肺がん		×	
	大腸がん		×	

救急医療

救急医療事業については、休日・夜間における急病患者に対する医療の充実を図るための事業です。

現在、相模原市と城山町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応しています。

区 分	相模原市	城山町	新 市
休日・夜間急病	<p>初期救急（軽症患者）</p> <p>【診療場所、時間及び科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 <p>休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原西メディカルセンター急病診療所 休 日：午前8時45分～正午 午後0時45分～午後4時 午後7時～午後10時 診療科目：内科、小児科 <p>二次救急（入院治療等を必要とする患者）</p> <p>【診療場所及び診療時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療機関（内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時 診療科目：内科、外科 	<p>相模原市と協定を締結して実施している。</p> <p>（ただし、左欄のうち相模原メディカルセンター急病診療所、相模原南メディカルセンター急病診療所を除く。）</p>	<p>相模原市の制度を適用します。</p>

小児急病診療事業については、18ページに掲載されています。

健康度評価事業

【生活習慣病予防】

基本健康診査の結果、保健師要指導の方、異常なしの方のうち40歳、50歳の方及び、要指導の方のうち40,45,50,55,60歳の方に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価してアドバイス票を返送するとともに、評価結果に応じて事業への参加を勧奨します。

【生活機能低下予防】

当該年度70歳の市民で、過去3年間に基本健康診査を受けていない方に生活習慣質問票を郵送します。（ただし、城山町の方には、平成19年度に70歳になられる方全員に郵送します。）市では、回答内容を評価して結果票を返送します。また、要介護状態に移行するリスクが高いと判定された方に対し、保健師等が電話や訪問等で保健指導や事業への参加を勧奨します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
生活習慣病予防	実施	実施	実施
生活機能低下予防	実施	未実施	実施

都 市 整 備

【主な事業等】

土地利用（都市計画区域及び区域区分等）

相模原市と城山町は都市計画が一体となっており、合併後も現行どおりとします。

区 分	相模原市 (津久井町・相模湖町を除く)	城山町	新 市
都市計画区域	全域 (相模原都市計画区域)	全域 (相模原都市計画区域)	現行どおり
区域区分 (いわゆる線 引き)	有	有	
用途地域	有	有	

市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度です。

バ ス 対 策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持し、「バス交通対策基本計画」の考え方に基づき、市町の現状を踏まえ効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図るため、合併後5年を目途に新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区 分	相模原市 (津久井町)	城山町	新 市
公費投入による 路線確保	有	有	合併時は現状を維持し、その後、路線網の見直しなどを行います。

環境保全

【主な事業】

住宅用自然エネルギー等利用設備設置助成

相模原市では、次の設備を対象に設置者に対して費用の一部を助成しています。

相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	城山町	新 市
助成費	(対象設備) 太陽光発電設備 太陽熱高度利用システム 小規模雨水利用設備	無	相模原市の制度を適用します。

合併処理浄化槽設置助成

相模原市と城山町で助成額が異なるため、合併後5年以内に事業の見直しも含め相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	新 市
助成費 (5人槽)	600,000円	354,000円	合併後5年以内に事業の見直しを含め相模原市の制度に統合します。

設置される浄化槽の処理能力によって異なりますが、ここでは5人槽を設置した場合の助成金をモデルケースとしています。

里山支援モデル事業

城山町では多様な環境ボランティアと行政との協働による里山の保全を推進しています。里山保全事業については、合併後は新市に引き継ぎます。

公園の維持管理

相模原市では市民による自主的な公園の維持管理を推進するため、街美化アダプト制度を導入しています。一方、城山町では直営で管理しています。合併後は相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新市
街美化アダプト 活動支援費	算出基準（年額） 【清掃、除草】 19,000円 + 1,500円 × (面積 - 0.01ha) × 100 【清掃のみ】 11,400円 + 900円 × (面積 - 0.01ha) × 100	無	相模原市の制度に統合します。

地域振興

【主な事業】

地域活性化イベント

相模原市観光振興計画における地域活性化イベント事業の発展・充実を図ります。

城山町のイベントについては、地域性を尊重し、相模原市観光振興計画に基づき位置付けを行います。

産業振興

【主な事業】

農業

〔市民農園〕

市民農園については、合併後3年以内に段階的に相模原市の制度に統合します。

農地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、相模原市では農家から農地を借り入れ、「農」へのふれあいを求める住民に貸し付けるものと、農家が事業主体となり、農業経営の一環として農園を設置し、植付けや収穫等を指導・体験させる2種類の市民農園があります。

商工業

〔中小企業融資制度〕

区 分	相模原市	城山町	新 市
中小企業経営 安定対策	有	有	相模原市の制度に統合します。
中小企業 景気対策	有	無	相模原市の制度を適用します。

市が一定の資金を金融機関に預け、それぞれの金融機関の独自の資金を併せて、市内の中小企業者の方々に運転資金や設備資金等として融資するものです。比較的低利な融資が受けられますが、一般の融資と同様に返済能力があることが条件となります。

〔商業の振興〕

商店街が自ら行うイベント事業や空き店舗活用事業など活性化に向けた取り組みへの支援を新市の全域で行うことにより、活気とにぎわいのある商業地づくりを促進します。

観 光

〔観光施設の使用料等〕

現行の観光施設の使用料等については、原則として変わりません。

また、城山町にお住まいの方は、「相模原市民たてしな自然の村(長野県立科町)」、「相模川自然の村(相模原市大島)」の利用についても相模原市民と同じように申し込みができるようになります。

〔観光振興〕

相模原市観光振興計画に基づく都市型観光の推進、城山町の自然資源を活かした観光振興、レクリエーションの振興を図ります。

雇用対策・勤労福祉

相模原市の制度を適用します。

相模原市で実施している勤労者向けの融資制度「勤労者の住宅資金利子補給制度」や就職支援センターで実施している無料職業紹介事業などの雇用対策事業に関しては、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように利用できるようになります。

発 行：相模原市・城山町合併協議会

電 話：042 - 769 - 8206

F A X：042 - 768 - 4066

発行日：平成18年4月